

下水道使用料の誤徴収について

黒石市の下水道使用料について、下水道を使用していない方から、下水道使用料を徴収していたことが判明しました。

誤徴収した方に対して、お詫びの上理由を説明し、誤徴収した下水道使用料につきましては、返還いたします。

◆経緯

賃貸物件を借用した方から下水道への接続状況の問合せがあり、現地等の調査を行ったところ、当該物件が下水道に接続されていないことが確認されました。

料金システム上では下水道接続有りとなっていたため、当該物件の使用履歴を確認した結果、平成21年11月からの入居者に対して下水道使用料を徴収していたことが判明しました。

◆原因

下水道使用申請書類の記載内容が現地と異なっていたほか、各項目の整合が取れていないにも関わらず、チェック体制が不足していたことにより、料金システムへの入力、徴収までにいたりしました。

◆誤徴収の内容

- ・ 誤徴収期間 平成21年11月使用分から平成29年7月使用分までの使用料
- ・ 対象者 3名
- ・ 誤徴収額 81,968円
- ・ 返還額 誤徴収額に利息相当額（誤徴収額に法定利率を乗じた額）を加算した額

◆再発防止への取組

受付から料金システムの入力までのチェック体制を改めて徹底するとともに、チェックリストによる確認作業を新たに実施するなどの事務改善を図り、再発防止に努めてまいります。

※問合せ先：黒石市境松一丁目1番地1 境松庁舎
黒石市建設部上下水道課 TEL0172-52-2111